

当院では、厚生労働省の方針に従い、
ジェネリック医薬品の推奨をしております

※後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、**先発医薬品と同じ成分、同じ効果・効能**を持つ医薬品のことです。

尚、当院では入院料で後発医薬品体制加算3を算定しています。
ご希望の方は医師または会計受付までお声がけください。